高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第12号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年３月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

別紙３中、１．⑵②ロ㈠イ）について、

「平成26年４月１日から平成30年３月31日までの間（平成29年１月１日から平成30年３月31日までの間は、ＥＴＣ２．０車に限る。）」を、

「平成26年４月１日から平成31年３月31日までの間（平成29年１月１日から中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間はＥＴＣ２．０車に、中日本高速道路会社が別に定める日から平成31年３月31日までの間は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の３第１項第13号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の２に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているＥＴＣ２．０車（以下「事業用ＥＴＣ２．０車」という。）に限る。）」に、

別紙３中、１．⑵②ロ㈠ロ）について、

「平成28年４月１日から平成30年３月31日までの間」を、

「平成28年４月１日から平成31年３月31日までの間（中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年３月31日までの間は事業用ＥＴＣ２．０車に限る。）」に、

別紙３中、２．のうち、「平成72年１月６日」を「平成72年３月８日」に改める。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成30年３月30日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑴②ソ㈡イ）のうち、「西日本高速道路株式会社が別に定めるところ」を「㈀に定めるところ」に改め、「ただし、中型車及び大型車について、平成34年３月31日までは、次表のとおりとする。

中　型　車	大　型　車
143.519	208.334

」の次に

「

㈀
阪和自動車道（区間料金制区間）の堺ジャンクション、阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速湾岸線の助松ジャンクションの順に通行する場合は、堺泉北道路の本線部に設置する料金所（平井本線料金所）と阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速湾岸線の助松ジャンクションを10分以内に通行する場合。
阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速湾岸線の助松ジャンクション、阪和自動車道（区間料金制区間）の堺ジャンクションの順に通行する場合は、阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速湾岸線の助松ジャンクションと堺泉北道路の本線部に設置する料金所（菱木本線料金所）を８分以内に通行する場合。

」

を加える。

１．［２］⑵②ロ㈠ただし書きのうち、「平成26年４月１日から平成30年３月31日まで」を「平成26年４月１日から平成31年３月31日まで」に、「平成29年１月１日から平成30年３月31日まで」を「平成29年１月１日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで」に、「に限る。」を「に、西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成31年３月31日までの間は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の３第１項第13号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の２に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているＥＴＣ2.0車に限る。」に改める。

１．［２］⑵㉒㈠を次のとおり改める。

㈠企画割引「Kyushu Expressway Pass」

イ）割引をする自動車

ニ）に定める区間内のインターチェンジ相互間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）するＥＴＣ車のうち出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限るものとし、当該申込み時に指定した利用日数の通行に対して本割引を適用する。）

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次表の額（単位：円）とする。

利用日数	普　通　車
２日間	3,500
３日間	4,500
４日間	5,500
５日間	6,500
６日間	7,500
７日間	8,500
８日間	9,500
９日間	10,500
10日間	11,500

なお、上表における利用日数は、ハ）に定める実施期間のうち連続する日数とする。

ハ）実施する期間

平成28年９月１日から平成32年３月31日まで。

ニ）適用区間

九州縦貫自動車道鹿児島線、九州縦貫自動車道宮崎線、九州横断自動車道長崎大分線、東九州自動車道、八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路の全区間

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。

１．［２］⑵㉒ハ）のうち、「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「平成30年３月31日」に改める。

１．［２］⑶のうち、㈠を削り、㈡を㈠に改める。

２．［２］⑵のうち、①ロ㈡、③ハ、④ハ、⑤ハ、⑥ハ、⑧ニを削る。